

令和6年長審第10号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史及び同官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月5日06時40分

鹿児島県蔵之元漁港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	3.6 トン	2.83 トン
登 録 長	10.26 メートル	7.47 メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
漁船法馬力数	255 キロワット	25

3 事実の経過

Aは、平成4年11月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪及び操縦用の椅子を、舵輪前方に右舷からレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を、舵輪右舷方側壁に機関の操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、刺網漁及び一本釣り漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年11月5日04時00分蔵之元漁港を発し、鹿児島県高串鼻北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、04時15分頃前示漁場に着いて刺網漁を始め、その後熊本県戸島北西方沖合の漁場に移動して一本釣り漁を行ったのち、06時30分同漁場を発進し、帰途に就いた。

ところで、a受審人は、平素、休漁日には約8時間の睡眠をとって08時頃起床しており、前示発進日10日前から8日間休漁したのち、出漁を再開し、1日の睡眠時間が約6時間半となり、03時半頃に起床する生活に切り替えたことによる生活習慣の変化及び2日間の操業により、漁場発進時、疲労が蓄積していた。

a受審人は、GPSプロッター及び0.5海里レンジのヘッドアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させ、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、戸島北方沖合を東行して同島北東方沖合に至り、06時36分半戸島灯台から020度（真方位、以下同じ。）570メートルの地点で、針路を133度に定め、16.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、疲労が蓄積していたことに加え、海上が平穏で周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、すぐに入港するので、それまでは居眠りに陥ることはないと思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、06 時 39 分戸島灯台から 106 度 1, 160 メートルの地点に達したとき、無難に航過する態勢で南下していた B が、正船首 490 メートルのところで漂泊を開始し、新たな衝突の危険を生じさせたが、居眠りに陥っていて、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、行きあしを止めるなど、衝突を避けるための措置をとることなく続航し、06 時 40 分戸島灯台から 114 度 1, 620 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その船首が B の右舷中央部に後方から 55 度の角度で衝突し、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力 3 の東北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、B は、昭和 57 年 4 月に進水し、船尾部に操舵区画を配した和船型無蓋の F R P 製漁船で、b 受審人が 1 人で乗り組み、救命胴衣を着用せず、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、引き縄漁の目的で、船首 0.2 メートル船尾 0.6 メートルの喫水をもって、同日 05 時 50 分蔵之元漁港を発し、高串鼻周辺の漁場に向かった。

ところで、b 受審人の行う引き縄漁は、約 8 ノットの速力で航行しながら、長さ 60 メートルの幹縄に枝縄 8 本を取り付けた漁具を、船尾に立てた高さ約 4 メートルの支柱頂部から海中に投じ、漁具に魚が

かかると漂泊して漁獲作業を行うもので、同漁具を海中に投入した状態でも針路及び速力の変更が可能であった。

b 受審人は、前示漁場に至って操業を始め、06時37分半戸島灯台から101度1,560メートルの地点で、針路を188度に定め、8.1ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、b 受審人は、右舷船尾72度1,050メートルのところに東行するAを初めて視認した。

b 受審人は、06時39分僅か前衝突地点付近に至り、漁具に魚がかかったのを認め、06時39分衝突地点に達したとき、Aが右舷船尾55度490メートルのところとなり、そのままの針路及び速力で続航すれば同船の船首方を無難に航過する態勢であったが、Aが操業中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、このことに気付かず、漁獲作業の目的で、原針路のまま、機関を中立運転として漂泊を開始し、新たな衝突の危険を生じさせた。

こうして、b 受審人は、漁獲作業を行っていたところ、06時40分僅か前船舶の水切り音に気付いて右舷方を見たとき、至近に迫ったAを認め、機関を後進としたものの、及ばず、Bは、船首が188度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船底外板に擦過傷及び推進器翼に曲損を生じたが、のち修理され、Bは、中央部外板に破口等を生じ、のち廃船処理された。

(航法の適用)

本件は、蔵之元漁港西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下

「予防法」という。)が適用される。

Bは、引き縄漁の操業中であつたが、その漁具は船舶の操縦性能を制限するものではないことから、予防法第3条に規定する漁ろうに従事している船舶に該当しない。

そして、本件は、事実の経過で示したとおり、衝突の1分前Bが、航行中のAの正船首490メートルのところで漂泊を開始したことにより、無難に航過する態勢であつた両船間に衝突の危険が生じたものであること、また、予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、蔵之元漁港西方沖合において、Aが、帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、新たな衝突の危険を生じさせたBに対し、衝突を避けるための措置をとらなかつたことと、Bが、動静監視不十分で、航行中のAの正船首方、近距離のところで漂泊を開始し、新たな衝突の危険を生じさせたこととによって発生したものである。

a 受審人は、蔵之元漁港西方沖合において、椅子に腰掛けた姿勢で同漁港に向かって帰航中、海上が平穏で周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかつたことから気が緩み、眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があつた。ところが、同人は、すぐに入港するので、それまでは居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、いつしか居眠りに陥り、新たな衝突の危険を生じさせたBに気付かず、衝突を避けるための措置をとることなく進行して同船との衝突を招き、A、B両船にそれ

ぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、蔵之元漁港西方沖合において、引き縄漁の操業のため南下中、右舷方に A が東行しているのを認めたのち、漁獲作業の目的で漂泊する場合、同船の正船首方で漂泊することのないよう、A に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、A が操業中の自船を避けるものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、A の正船首方、近距離のところで漂泊を開始し、新たな衝突の危険を生じさせて同船との衝突を招き、A、B 両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎